

## 特許法第35条を仮に改正する場合の遡及効について

- 1．基本的に、新法令をその施行前にされた行為に遡って適用し、旧法令が与えた効力を覆すことは、法秩序を混乱させ、社会生活を著しく不安定にする可能性があると考えられる。刑罰法規に関しては憲法39条が明文で遡及禁止を定めているほか、その他についても、法令の遡及適用は、国民の利害に直接関係がないか、その利益を増進する場合に限って行うことが原則である。
- 2．特許権及びその派生的権利は、財産権として憲法29条の保障の下にあり、財産権の制度的保障の内容には、上記のような遡及禁止が含まれると解される。また、現行特許法第35条を根拠に既に発生している権利は、現に裁判上または裁判外で請求されていなくとも具体的な権利であり、この遡及的な制限・剥奪は、憲法29条に違反する疑いが濃い。
- 3．他方、社会の変化が急激で一般の価値観が大転換するような状況では、既得の権利や地位を侵害する場合であっても、公共の福祉の観点から制度自体の改変が認められる場合がある。例としては、まず、戦後の農地改革立法がある。また、平成3年の証券取引法改正によって、証券会社による損失補填・損失保証等を禁止、顧客がこれらを要求する行為も禁止し、その違反には刑事罰を適用することとした上で、改正法施行前にされた損失保証契約等について、経過措置を講じなかった（その結果、過去の損失保証契約を履行することができなくなり、事実上無効になったのと等しい状態になった）例がある。しかしながら、前者は、社会体制の民主化の基礎を作るためのいわば革命の変更であるし、後者は、そもそも悪性の強い反社会的行為であったことが根拠となっている。
- 4．職務発明に関する対価請求権については、このような例外的事情に該当するとはいえない。特許制度は産業の振興を目的とする人為的制度であり、その目的を達成するために具体的な制度内容の変更にも政策的な柔軟性があると最大限理解するとしても、現行の判例が特許制度の政策目的に明確に反しているとはまでは言えず、既に発生した対価請求権を制限する理由として十分なものとなりうるかは疑問がある。